

京都市森林整備計画

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日

(変更決定 令和8年3月31日)

(ただし、この計画書の効力は、令和8年4月1日から生じることとする。)

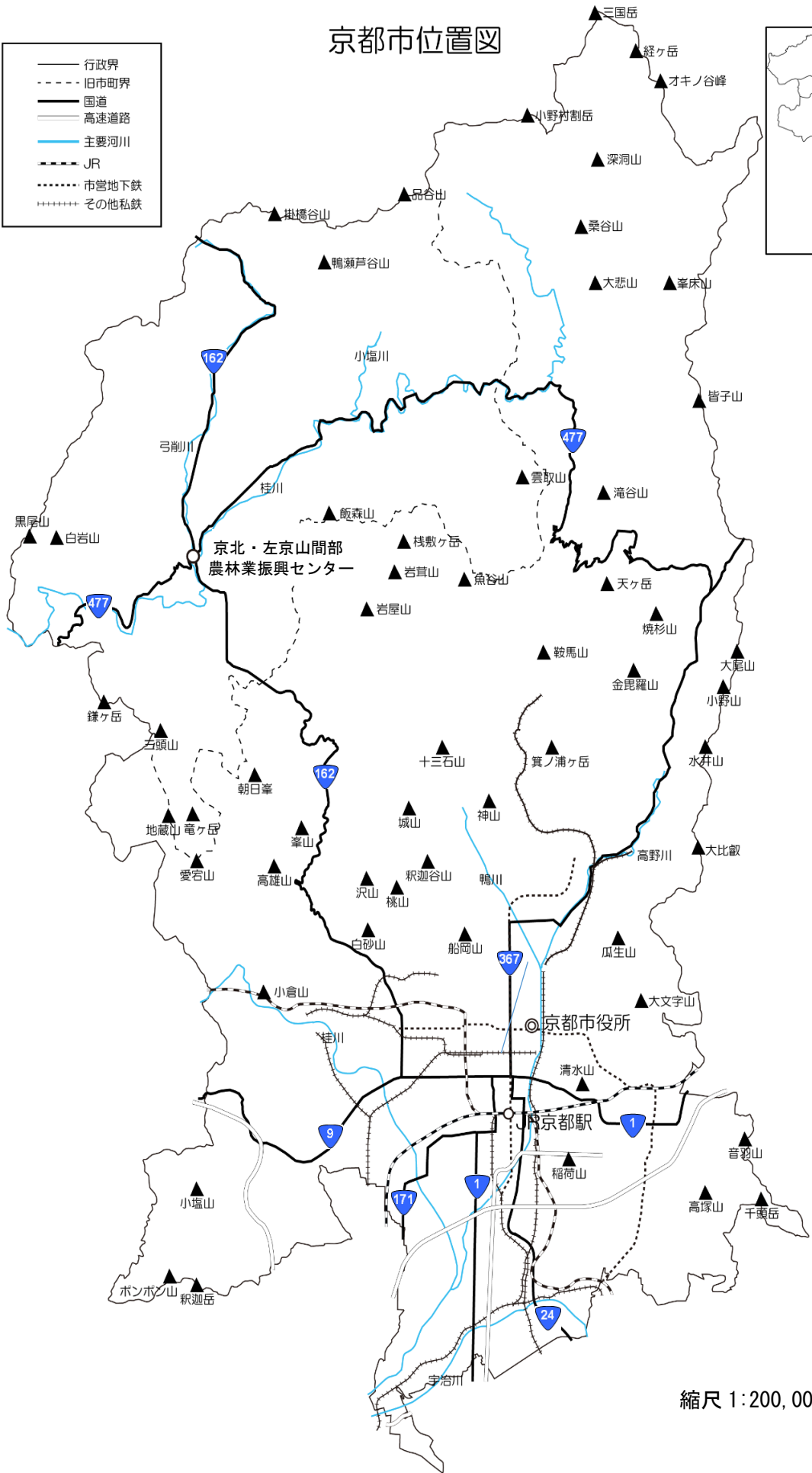
京 都 府

京 都 市

京都市位置図



- 行政界
- - - 旧市町界
- 国道
- 高速道路
- 主要河川
- - - JR
- - - 市営地下鉄
- +++++ その他私鉄



縮尺 1:200,000

京都市森林整備計画書

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3	森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	18

5	その他必要な事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項	19
4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	20
3	作業路網の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	21
第8	その他必要な事項	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	24
III	森林の保護に関する事項	25
第1	鳥獣害の防止に関する事項	25
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	25
2	その他必要な事項	25
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	25
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	25
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	26
3	林野火災の予防の方法	26
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	27
5	その他必要な事項	27
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	27
1	保健機能森林の区域	27
2	保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	27
3	保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	28
V	その他森林の整備のために必要な事項	28
1	森林経営計画の作成に関する事項	28
2	生活環境の整備に関する事項	28
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	28
4	森林の総合利用の推進に関する事項	28

5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	30
7	木材の需要拡大について.....	30
8	その他必要な事項.....	31
[別紙1]	33
1	公益的機能別施業森林等の区域.....	33
2	森林施業の方法.....	35
[別紙2]	37
開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等.....		37
[別紙3]	41
森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域.....		41

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、京都府の中央部東側に位置し、市街地の三方を東山、北山、西山（総称して、以下「三山」という。）の森林が広がる人口 145 万人の緑豊かな森林環境都市である。また、三山と市街地中心部を流れる鴨川、桂川が、歴史ある神社仏閣とあいまって山紫水明の古都京都にふさわしい都市景観を形成している。

森林面積は 60,987 ヘクタールで、市域面積の 74%を占めている。私有林面積は、59,376 ヘクタール（97%）で、このうち、スギ、ヒノキの一般用材や丸太仕立てスギ材生産等を目的とした人工林は 24,050 ヘクタール（41%）、天然林は 34,231 ヘクタール（58%）、竹林等は 1,094 ヘクタール（1%）となっており、地形、地質、土壌等の地域特性に合った多様な森林で構成されている。

人工林のうち、7割は主伐期（50年生以上）を迎え、主伐の増加が見込まれることから、森林の有する公益的機能を維持しつつ、森林資源の循環利用に向けた適正な伐採と更新の確保、出材の増加に伴う木材需要の拡大が必要となっている。

しかし、長引く木材価格の低迷、労働力の不足や野生鳥獣による食害など、森林及び林業を取り巻く状況は非常に厳しく、本市の伝統産業品の一つである北山丸太の生産量に至っては、建築様式の変化等により、ピーク時の 1割未満にまで減少しており、技術や伝統の継承が危ぶまれている。

また、近年、豪雨災害が激甚化する一方、放置され荒廃する人工林が増加しており、洪水や山崩れを防止する、豊かな水を蓄える、二酸化炭素を吸収するといった森林の有する公益的機能の低下が危惧されている。

さらに、天然林についても、かつては薪炭材や肥料の採取源として利用されてきた里山林であったが、人と森との関係が希薄になり、特に三山においては、森林の荒廃や照葉樹林化によって歴史的な景観が変貌しつつあるなど課題が浮き彫りとなっている。

そのため、林業地を集約し、計画的な造林、間伐及び保育の実施、路網整備や高性能林業機械の導入等により林業の採算性の向上、様々な分野における木材需要の拡大、地域や企業等が協力して行う森林の保全管理に資する取組を通じ、森林の有する公益的機能を維持・発揮させる必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林整備の現状と課題を踏まえ、重視すべき森林の機能に着目し、次の機能区分に応じた森林の目指すべき姿について定義する。

ア 水源涵養機能

団粒構造が良く発達し、かつ、粗孔隙に富む土壌を有し、根系の発達が良好であることにより、雨水の浸透・保水能力の高い森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

根系が深く広く発達し、腐植に富んだ地層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

環境変化に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林等、快適な環境を形成、提供する森林

エ 文化機能

街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林

オ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等の保健・教育的利用に適した森林

カ 生物多様性保全機能

時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林

また、特に原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林や陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林及び短期集約型林業として伝統的な施業により丸太仕立てスギ材を生産し、独特の美林風景を形成する森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの森林の目指すべき姿を踏まえ、造林、間伐及び保育の森林整備を適正に実施する。

特に、2050年に二酸化炭素排出量正味ゼロを目指す本市においては、森林が有する二酸化炭素の吸収・固定機能を保全・強化していくことが重要となっているため、二酸化炭素の吸収源対策となる、間伐を積極的に推進する。

路網整備は、林業の生産性や採算性を高めるための重要な基盤施設であり、森林の有する公益的機能の維持に配慮しつつ、積極的な整備を推進する。

また、本市では、森林の有する公益的機能に対する市民の関心や期待の高まりを背景に、三山や合併記念の森において、市民や企業等が参画する森づくり活動が積極的に進められており、多様な担い手による森林整備を引き続き推進していく。

なお、森林整備の対象区域は、本市域内における淀川上流地域森林計画の対象森林とするが、国有林の分収造林制度による契約地についても、国有林と連携し、対象区域と一体的に整備を進める。

森林の機能区分に応じた森林施業の推進方策は次のとおりとする。

ア 水源涵養機能

土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長と林床の安定化を考慮した適切な造林、間伐及び保育を計画的に実施する。また、森林の面的広がり等を考慮した伐採や1箇所当たりの伐採面積の縮小等に配慮する。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

複層林施業・長伐期施業の推進及び適切な方法による伐採を図り、必要に応じて土壌固定能力の高い深根性樹種への転換を図る。また、地形、地質等の条件を考慮したうえで、1箇所当たりの伐採面積の縮小等に配慮する。

ウ 快適環境形成機能

環境変化に対する抵抗性の高い活力ある森林に誘導するため、適地適木に徹し、樹種の多様性を増進する森林整備を、自然条件及び社会条件に応じて推進する。

エ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

オ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進する。

カ 生物多様性保全機能

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保、餌場となる下層植生の発達した森林や実のなる樹木による造林などにも配慮した適切な保全や森林整備を推進する。

キ 木材等生産機能

木材需要の動向、地域の生態系を考慮のうえ、生産目標に応じた良質な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保するための適切な造林、間伐及び保育の実施を推進する。この場合、効率的な森林施業を可能とする施業の集約化や機械化に配慮する。

また、丸太仕立てスギ材を生産する森林については、伝統的な施業により、数寄屋建築や床柱にも利用可能な上質な木材を生産しつつ、美林景観の維持にも配慮する。

なお、条件が悪く丸太仕立てスギの生産を見込めない森林は、用材林等へ転換し、有効活用を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

林業関係団体や行政機関の相互連携を図りながら、京都市農林行政基本方針に基づき、森林施業の集約化を前提とした持続的な林業収益の確保、適正な森林情報の整備と共有、路網整備や高性能林業機械導入の促進、林業後継者の育成及び林業に従事するための環境整備、市内産木材を中心とした木材流通、加工体制の整備等、長期的展望に立った林業振興の諸施策を総合的、計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、表2-1-1のとおりである。主伐の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

なお、標準伐期齢は立木の伐採の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を推進するものではない。

表2-1-1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	丸太仕立て スギ	ヒノキ	アカマツ	アスナロ	その他 針葉樹	広葉樹
本市全域	40年	15年	45年	40年	60年	40年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 立木の伐採について

主伐（更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。）が、再び立木地になること）を伴う伐採）について、次に示す皆伐と択伐に区分する。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、自然条件及び森林の有する公益的機能の発揮のため、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体で概ね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進のため、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の人工造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。ただし、丸太仕立てスギの伐採については、この限りではない。

(2) 伐採の方法について

立木の伐採（主伐）に当たっては、森林の有する公益的機能の確保や持続的な林業の確立に向けて、気候、地形、土壌等の自然条件や林地の保全等を踏まえ、次の方法に留意して行う。

ア 伐採跡地が連続することがないように配慮し、伐採跡地間に少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

イ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、たうえで伐採を行い、伐採後の枝条・残材や集材路・土場の整理については造林者と協議し、必要な措置を講じる。特に、急峻地や尾根筋等の自然環境が劣悪な森林においては、択伐や分散伐採等の適確な更新が行える伐採方法を選択するほか、伐採後の更新が天然更新による森林においては、稚樹の生育状況や母樹の保存等に配慮する。

ウ 林地の保全、山地災害等の防止、風致の維持及び生物多様性の保全の観点から、森林所有者等と話し合い、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種の成長を妨げない樹種の保残に加え、林地崩壊の危険のある箇所、溪流周辺及び尾根筋等の保護樹帯の設置に努める。また、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。

エ 立木の買付けや伐採の作業受託に当たり、森林所有者に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。また、伐採者と造林者が異なる場合は、あらかじめ伐採者と造林者の間で伐採完了時期や地拵えの方法等に関する協議を行い、伐採後の適確な更新が行えるよう努める。

オ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

カ 土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した伐採・集材方法により行う。

キ 施業区分別の立木の標準的な伐採方法は次に示すとおりとする。

(ア) 育成単層林施業は、自然的条件から見て高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当な

森林を対象として、皆伐を原則とし、伐区は概ね20ヘクタール以内とする。
また、尾根筋、河川沿いでは片側20メートル程度を保存するよう努める。

(イ) 育成複層林施業は、水源涵養等の公益的機能の発揮の期待が特に高い森林を対象として、択伐を原則とし、択伐率は、30%以下とする。

3 その他必要な事項

花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の促進に努める。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及び公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林並びに木材等生産機能の発揮が期待される森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、表2-2-1に示すとおりとする。ただし、ここに示す樹種は育成に際しての推奨種であり、適地適木を旨として、各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市とも相談のうえ、適切な樹種を選択しなければならない。

また、苗木の選定に当たっては、エリートツリーなどの成長にすぐれた苗木、花粉発生源対策の加速化を図るための花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）、生物多様性に配慮した地域性苗木（地域で採種し育てた苗木）を導入することが望ましい。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林の対象樹種	スギ、丸太仕立てスギ、ヒノキ、アカマツ、アスナロ	クヌギ、コナラ、ケヤキ、クリ、ヤマザクラ、トチ、ミズメ、サクラ類、カエデ類、ハゼノキ

注 「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン（平成23年5月策定）」（以下「ガイドライン」という。）及び「針葉樹人工林の風倒木被害地における森林再生の指針（令和元年11月策定）」（以下「再生指針」という。）に基づく人工造林の場合は、各々の地域における在来の中低木の樹種も、上記に加えて植栽できる。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、表 2-2-2 に示す本数を標準として、決定する。

ただし、低密度植栽については、獣害による成林への懸念や生産目標に配慮したうえで実施を決定するものとし、植栽本数 1,500 本/ヘクタール程度を推進する。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、表 2-2-2 に示す植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することを基本とする。

防災的機能に配慮して広葉樹を植栽する場合は、数本を寄せ植えする巣植えにより植栽することができる。

なお、巣植えにより植栽する場合又は表 2-2-2 の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、林業普及指導員又は本市とも相談のうえ、適切な植栽樹種、本数及び配置を決定しなければならない。

表 2-2-2 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数（本/ヘクタール）	備考
スギ	中仕立て	3,000~4,000	植栽本数は、地位、生産目標、気象等に応じて調整する。
	疎仕立て	2,000	
丸太仕立てスギ	密仕立て	6,000	
	中仕立て	5,000	
	疎仕立て	4,500	
ヒノキ	中仕立て	3,000~4,000	
	疎仕立て	2,000	
アカマツ	中仕立て	3,000~4,000	
	疎仕立て	2,000~3,000	
アスナロ	中仕立て	2,500~3,000	
	疎仕立て	2,000	
広葉樹	中仕立て	2,000~10,000	
	防災的機能植栽	1,500	

イ その他人工造林の方法

人工造林は、表 2-2-3 に示す方法を標準として行い、スギは沢沿いから斜面下部、ヒノキは斜面中部から上部を基本として選定する。

また、京都の伝統的な森づくり技術と生態学などの研究を活かした自然配植技術については、「自然と先人の知恵に学ぶ<京の森づくり>（平成 29 年 3 月発行）」を参考に実施する。

さらに、平成 30 年の台風 21 号による風倒木被害地の人工造林については、再生指針に基づき実施する。

表 2-2-3 その他人工造林の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障にならないように整理し、林地の保全に配慮する。等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の危険性のある箇所については、生木棚積地拵を行い、林地の保全に努める。
植付けの方法	細土を根系の間に密着させるようにし、落葉や粗腐植が根の間に混入しないようにする。
植栽の時期	原則として春植とし、必要に応じて秋植を行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採を行うものについては、原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

択伐による伐採を行うものについては、原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えないものとする。ただし、丸太仕立てスギにおける択伐による伐採を行うものについては、一斉皆伐後の人工造林と同時期に行うことができる。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系等から見て、主として天然力によって適確な更新が図られる森林において行い、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

後継樹となる更新対象の樹種は、表 2-2-4 に示すとおりとし、芽かきやかき起し等の更新補助作業をすべき樹種として、アカマツ、クヌギ、コナラ等を主体とする。ただし、ここに示す樹種は育成に際しての推奨種であり、各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。

表 2-2-4 天然更新の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
天然更新の対象樹種	ヒノキ、スギ、アカマツ、アスナロ	ブナ類、カシ類、ナラ類、クリ、エゴノキ、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、イヌシデ、サクラ類、カエデ類
ぼう芽による更新が可能な樹種	—	カシ類、ナラ類、クリ、カスミザクラ、ケヤキ、エゴノキ、ウリハダカエデ、ホオノキ、イヌシデ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法は、天然下種更新又はぼう芽更新とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

5年生時の天然更新対象樹種の期待成立本数は、表 2-2-5 に定めるとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に 10分の3 を乗じた本数以上の本数を更新することを標準とする。ただし、天然更新した立木の本数に算入すべき立木は、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。

ぼう芽更新を行う場合は、林木の成長休止期に地表に接して平滑に伐採することが望ましく、寒害の予防が必要である。また、必要に応じて芽かき、植え込み等を実施することとする。下種更新を行う場合は、種子の発芽・活着を促すため土壌を裸出させることが必要であり、必要に応じて地床処理等を行う。

表 2-2-5 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数（本/ヘクタール）
すべての天然更新対象樹種	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な作業

天然更新補助作業は、表 2-2-6 に示す方法を標準として行う。

表 2-2-6 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起し、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植え込み	天然稚樹の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽の発生状況を考慮し、必要に応じて行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内に、標準地調査により更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年以内に、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

なお、この他の天然更新に関する具体的な基準は、京都府天然更新完了基準による。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

択伐、針葉樹の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系等に基づく保育等の実施が確実な場合には、2年以内とする。ただし、3の(1)のイ及びウに該当する森林においては、その限りではない。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林である森林とする。ただし、伐採後、森林所有者等により森林管理が適正に行われる次の森林については、その限りではない。

ア 更新面積が1ヘクタール未満の針葉樹人工林の伐採跡地であって、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100メートル以内に存在する森林において、伐採後に獣害対策のネット等を設置する場合

イ 電気事業法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第三十九条第一項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合

ウ 公共性の高い施設や道路周辺等に隣接する森林において、危険木対策を目的とした0.1ヘクタール未満の伐採を行う場合

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在について、図に示す。

なお、(1)のただし書きによりア～ウのいずれかを適用する場合は、本市へ確認し、必要な指導を受けることとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育しうる最大の立木の本数

2の(2)アによる。

5 その他必要な事項

(1) 補助事業等の活用による造林の実施と併せ、環境整備の一環として、緑化推進事業等による環境植栽を推進し、魅力ある地域づくりに努める。

(2) シイタケ生産の産地化を目指している地域にあつては、シイタケ原木の確保を図るため、クヌギ、コナラ林の造成指導を図る。

(3) マツタケの増産を目指している地域については、積極的にアカマツ林のマツタケ発生環境整備を促進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、植栽木の成長を促し、木材としての価値を高めるとともに、森林を健全な状態に維持するための必要不可欠な作業であることから、適切な時期や

方法により実施されるよう、計画的な取組を進める。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、うっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行うもので、表2-3-1に示す内容を標準として、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

なお、材積による伐採率は35%以内とする。

表2-3-1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考	
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目			
丸太仕立て スギ	—	—	—	—	—	—	—	目標とする仕立て方等を考慮し、適正な時期に除伐等を実施		
スギ	疎仕立て	2,000	1 1 ~ 2 0	2 1 ~ 3 0	3 1 ~ 4 0	4 1 ~ 6 0	—	立木配置を考慮しつつ劣性木、不良木を中心に本数率20~30%の間伐を実施	標準伐期齢未満はおよそ10年ごとに、標準伐期齢以上はおよそ20年ごとに間伐を実施する。 間伐の手遅れ林分及び積雪量の多い場所では弱度の間伐を数年に分けて実施する。	
	中仕立て	3,000 ~ 4,000	1 1 ~ 2 0	2 1 ~ 3 0	3 1 ~ 4 0	4 1 ~ 6 0	—			
ヒノキ	疎仕立て	2,000	1 5 ~ 2 4	2 5 ~ 3 4	3 5 ~ 4 4	4 5 ~ 6 5	—			
	中仕立て	3,000 ~ 4,000	1 5 ~ 2 4	2 5 ~ 3 4	3 5 ~ 4 4	4 5 ~ 6 5	—			
アカマツ	疎仕立て	2,000 ~ 3,000	1 1 ~ 2 0	2 1 ~ 3 0	3 1 ~ 4 0	4 1 ~ 6 0	—			
	中仕立て	3,000 ~ 4,000	1 1 ~ 2 0	2 1 ~ 3 0	3 1 ~ 4 0	4 1 ~ 6 0	—			
アスナロ	疎仕立て	2,000	2 0 ~ 3 0	3 0 ~ 4 0	4 0 ~ 5 0	5 0 ~ 6 0	6 0 ~ 8 0			
	中仕立て	2,500 ~ 3,000	2 0 ~ 3 0	3 0 ~ 4 0	4 0 ~ 5 0	5 0 ~ 6 0	6 0 ~ 8 0			

注 ここで記載する林齢は標準的なものであり、ヒノキについては、個別林分ごとの現況に応じて、スギ、アカマツと同様に11年生から間伐することができる。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表2-3-2に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施する。

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に適切な作業方法により行うこととする。

なお、エリートツリーなどの成長のすぐれた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図る。

表2-3-2 保育の種類別の標準的な方法及び基準

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																				標準的な方法	備考	
		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	17	18	22	25	26			
下刈	スギ・ヒノキ	1	1	1	1	1																	5年までは年1~2回、それ以降は年1回実施 ※4回目以降の下刈りは必要に応じて実施	
	丸太仕立てスギ	~	~	~	~	~	1	1																
	広葉樹	2	2	2	2	2																		
雪起し	スギ・ヒノキ																						必要に応じて実施	
	丸太仕立てスギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	広葉樹																							
つる切 除伐	スギ・ヒノキ			1			1						1										形質不良木及び造林木以外を除伐	
	広葉樹											1												
枝打ち	スギ										1				1					1			成長に応じて初回に2m、2回目4m、3回目に6mまで打ち上げる。	
	丸太仕 立てス ギ											1	1	1	1	1		1	1		1		7~10年は、成長度合いを見ながらそれぞれの生産目標に応じて、隔年ごとに枝打ちを行う。初回に1~1.5m、以後成長に応じて各回概ね0.5~1.5mずつ打ち上げる。	
	ヒノ キ													1							1		成長に応じて初回に2m、2回目4m、3回目に6mまで打ち上げる。	

3 その他必要な事項

間伐を実施すべき林分の収量比数は、表 2-3-3 に示す。

定性間伐や列状間伐等の間伐方法は、林分の立地、作業システム、生産目標等に応じた最適な方法で実施する。

広葉樹林及び路網整備等の遅れにより間伐及び保育が十分に実施されていない森林については、現地調査のうえ、標準的な林齢にとらわれず間伐及び保育を実施する。

なお、丸太仕立てスギについては、施業体系が特殊なものであり、間伐を実施する必要はない。

雑草木の繁茂が著しい森林については、標準的な方法に示す林齢を超えて、必要に応じて下刈りを実施する。

表 2-3-3 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数

樹種	仕立て方法	収量比数 (Ry)
スギ	中仕立て	0.80
ヒノキ	中仕立て	0.80

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、又は地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺にある森林等を別紙 1 の 1 に定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本に、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとし、別紙 1 の 2 のとおり定める。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の機能を有する森林を別紙 1 の 1 に定める。

(7) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害の恐れがある森林等

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

都市近郊に所在し、郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、都市と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林等

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

史跡等と一体となって優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、ハイキング、キャンプ等の保健・教育的利用に適した森林等

イ 施業の方法

アの(ア)に掲げる森林においては、地形及び地質等の条件を考慮したうえで、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るとともに天然力も活用した施業、アの(イ)に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、アの(ウ)に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとし、次の区分に応じて別紙1の2のとおり定める。

(ア) 複層林施業を推進すべき森林

アの(ア)から(ウ)までに掲げる森林については、原則、択伐によらない複層林施業を推進するが、当該複層林施業によっては森林の有する公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進する。

(イ) 長伐期施業を推進すべき森林

複層林施業によらず、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林について、長伐期施業を推進する。

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進する。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林を別紙1の1に定める。

また、このうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林について、特に効率的な施業が可能な森林を別紙1の1に定める。

(2) 施業の方法

森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要及び生産目標に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努める。樹種の選定に当たっては、木材需要についても十分に考慮し、適切な木材生産を図る。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、森林所有者の多くが5ヘクタール以下の小規模所有形態となっているが、一方で経営意欲のある森林所有者が存在し、今後、森林施業をより一層計画的、組織的に行う必要がある。そのため、森林所有者による経営が望めない森林については、経営意欲のある森林組合、林業事業体、森林所有者への森林施業の集約化による経営規模の拡大を促していく。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林組合等と協力して、所有者による経営が望めない森林の所有者の所在を明確化し、所有森林の施業又は経営に対する要望を十分に勘案したうえで、森林組合等への経営の委託を提案していく。また、森林施業の集約化に取り組む森林組合等に対して、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行うように努める。

3 森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項

森林の経営の受委託に当たっては、当該森林の立木竹の育成に加え、当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めるよう留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら経営管理をしていない森林は、森林経営管理制度の活用を図り、経営管理意向調査を実施する。森林所有者が京都市に経営管理を預けたいと意向を示した森林のうち、地域の担い手の状況や周辺の森林の経営管理状況を勘案し、本市が預かることが望ましい場合、経営管理権集積計画を作成し、経営管理権の設定を進める。

経営管理権を設定した森林のうち、傾斜や地形の森林資源状況、木材供給先の配置、路網の状況などの条件が有利で、集約化による効率的かつ安定的な経営管理が期待できる森林（林業経営に適した森林）は、積極的に経営管理実施権配分計画を作成し、京都府が公表する民間事業者に経営管理実施権の設定を進める。

経営管理実施権の設定が困難な森林については、京都市森林経営管理事業により、所有者が今後、自ら経営管理ができるよう間伐等を実施する。

なお、条件が比較的不利であっても周辺の森林と集約することで林業経営に適した森林となる場合は、経営管理実施権の設定対象として取り扱う。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画は、航空写真や航空レーザ計測データから得た精緻な森林資源情報を活用して作成するものとし、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、民間事業者は森林経営計画の作成、持続可能な林業経営に努め、資源の適切な利用を行う。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

路網整備や機械化による森林施業の効率化を図るため、森林組合や林業事業者等による森林経営計画の作成を通じて森林を面的にとりまとめ、森林施業の共同化を進める。

森林経営計画によらない場合においては、個別林家が施業の共同化、共同による施業委託、経営の改善や合理化等が図れるよう、施業実施協定への参加を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林総合監理士による技術支援及び森林施業プランナーによる施業提案を積極的に活用し、森林経営計画の作成や施業実施協定の締結による森林施業の共同化を促進する。

また、森林経営計画の作成に当たり、一体として整備することが相当と認められる森林において、複数の計画作成者がいる場合は、計画作成者間での経営方針の調整等を通じ、共同計画が作成されるよう促す。

さらに、不在村森林所有者についても森林組合の協力を得ながら、森林施業の共同化を図る。

3 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

(1) 森林施業は、可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への委託により実施する。

(2) 共同して森林施業を実施する者（以下「共同施業実施者」という。）は、作業路網その他の施設の設置及び維持運営に必要な事項をあらかじめ明らかにする。

(3) 共同施業実施者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の者が果たすべき責務等を明らかにする。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林の管理、森林施業の機械化、木材の搬出をはじめ、林業の生産性や採算性を高めるための重要な基盤施設である路網整備を積極的に推進する。

路網整備に当たっては、長期的展望に立ち、林道、林業専用道、森林作業道を適切に配置するよう路線計画を策定する。また、路線計画の策定や開設技術等に関する研修を通じ、林業関係団体間の知識や能力の共有を図る。

標準的な路網密度の水準（モノレール含む）及び作業システムは表2-7-1に定める。

表 2-7-1 標準的な路網密度の水準及び作業システム

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系システム	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系システム	85以上
	架線系システム	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系システム	60<50>以上
	架線系システム	20<15>以上
急峻地 (35° ~)	架線系システム	5以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープ等を架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集材、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬機等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

注3 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所のみ適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注4 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林に誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を、表 2-7-2 に示す。

表 2-7-2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
549~580、582~610 612、613、618~623	3,040	市後谷線 奥ノ谷線 オグロ谷線	4,700	路推-1	
306~342	2,180	二ノ瀬長谷線	2,180	路推-2	
343~358	1,040	西又線	1,200	路推-3	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、京都府林業専用道作設指針（平成

23年3月31日3森第252号京都府農林水産部長通知)により、適切な規格・構造の路網を開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設及び拡張する基幹路網(林道及び林業専用道)の整備計画は、別紙2に定める。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道規程及び京都府林業専用道作設指針に基づき、管理者を定め、管理者が台帳を作成して適切に管理を行う。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、京都府森林作業道作設指針(平成23年3月31日3林第152号京都府農林水産部長通知)により開設する。

なお、京都府の森林施業省力化促進事業により簡易作業道や森林施業路を開設する場合には、作業道等実施基準(平成19年7月31日9林第406号農林水産部長通知)に準じる。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

管理者は、京都府森林作業道作設指針及び作業道等実施基準に基づき、森林作業道等が継続的に利用できるよう、適切に管理を行う。

4 その他必要な事項

主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提とする集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出指針(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)により配置・作設を計画し、施工する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業従事者の育成及び確保

林業労働者数は長期的に減少傾向にあるものの、若年層の労働者数は概ね横ばいで推移しており、新規就業者を確保しつつ、世代交代が進んでいる。

林業労働者数の減少は、高性能林業機械の導入による生産性の向上等によって補われているが、造林作業の従事日数は減少傾向にあり、森林資源の成熟による

主伐の増加を見据え、造林作業を担う従事者を確保していくことが喫緊の課題となっている。

今後は、公益財団法人京都府林業労働支援センターや京都府立林業大学校と連携した新規従事者の更なる確保の推進、国の人材育成制度等を活用した林業従事者の育成を図るとともに、労働安全対策の強化、長期就労の奨励等による労働環境の改善等により林業労働者の定着に取り組む。

とりわけ、低密度植栽や下刈りの省力化などの他事例を参考に、機械化が十分に進まない造林や保育作業の効率性を高める取組を進め、造林作業に必要な労働力の確保を進める。

さらに、女性等の活躍・定着や外国人材の適正な受入れ等の取組みにより林業従事者の更なる確保に努める。

(2) 林業後継者の育成方策

森林所有者に対して最適な森林の経営管理の方法を助言、指導できる専門人材の育成を推進することにより、専門人材を有する事業体の組織力強化を図るとともに、これらの人材を通じて、個々の森林所有者が自ら経営や管理が行えるよう促す。

さらに、林業経営、林業技術の研修・研究を重ねる京都市林業研究会や地域の林業の担い手である森林組合を普及指導の推進母体とし、林業振興、林家の経営意識の向上を図り、多様に変化する社会情勢に対応できる林業後継者の育成を図る。

表 2-8-1 に示す施設を林業後継者等の活動の拠点として活用する。

表 2-8-1 林業後継者等の活動拠点施設

施設 の 名 称	位 置	規 模	利 用 組 織	対 図 番 号
京都林業センター	北区上賀茂	298㎡	京都市森林組合	①
雲ヶ畑林業センター	北区雲ヶ畑	567㎡	京都市森林組合	②
京都北山杉の里総合センター	北区中川	444㎡	京都市森林組合 京都北山丸太生産協同組合 都市住民等	③
合併記念の森施設	右京区京北 熊田町ほか	2棟 管理棟等	都市住民、企業、NPO法人等	④

(3) 林業事業体の体質強化方策

高性能林業機械の導入による生産性や安全性の向上、長期就労の奨励をはじめとした労働環境の改善に加え、専門人材の育成支援等を通じ、森林組合や林業事

業体をはじめ、非経済林の森林整備を進める公益財団法人京都市森林文化協会等の運営状況の実態を把握し、必要に応じて助言や指導を行い、組織や経営等に関する体質強化を図っていく。

(4) 多様な担い手の育成

近年、環境問題やSDGsへの意識の高まりのほか、働き方改革の進展によるライフスタイルの多様化による新たなニーズとして、森林空間を利用するキャンプ、アスレチックなどの森林サービス産業の需要が高まっている。このような森林サービス産業の創出・推進を通じ、保健、福祉、教育、観光など様々な産業分野との連携を進めることで、森林の担い手の多様化を進める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 機械化の促進

材価の低迷、林業従事者数の減少等、厳しい林業情勢の中では、造林、保育、伐出等の山元生産コストの低減及び労働強度の軽減や安全性の向上が重要である。このため、伐出の作業システムに応じた高性能林業機械の導入のほか、伐出に用いる機械・集材用架線の造林作業への活用を推進する。

また、スマート林業の実現に向け、ドローンやGISなどICTを活用した新たな技術導入を推進し、精緻な森林資源情報による施業の集約化や施業前の現地調査、施業後の確認検査などの省力化及び円滑化を図る。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

上記を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を表2-8-2のとおり設定する。

表2-8-2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現 状	将 来
伐倒	市内一円	チェーンソー ハーベスタ	チェーンソー ハーベスタ フェラーバンチャ
造材		チェーンソー ハーベスタ プロセッサ	ハーベスタ プロセッサ
集材		グラップル クレーン付トラック フォワーダ 集材機	グラップル フォワーダ 林業用ダンプトラック 集材機 自走式搬器 タワーヤーダ スイングヤーダ

(3) 機械化の促進方策

計画的かつ効率的な林業経営ができるよう施業の集約化を推進し、規模の大きい事業地を確保することで、効果的な機械の運用を促進する。

また、機械の能力を十分に発揮させるため、林道、作業道等の生産基盤を有機的に整備拡充するとともに、林業機械を扱うオペレーターの養成と確保、技術向上に努める。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 木材

計画的な森林整備を進めるためには、森林資源の循環利用を促進し、木材の販売収益を山林所有者の所得向上につなげていくことが重要である。

合理的な生産、加工、流通システムの確立と利用促進を図るため、川上から川下までの事業者が連携した供給体制の構築を推進する。また、J A S規格材など市場のニーズに合った木材の安定供給に資する製材加工施設や木材流通拠点について、関係団体と連携しながら充実を図る。さらに、すべての京都市産木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱い数量の増加等の取組を促進する。加えて、素材生産販売事業者が、木材関連事業者による合法性確認に資する情報の提供を促進するように努める。

(2) 特用林産物等

特用林産物は、木材生産によらない森林の貴重な収入源であり、林業経営の安定化や林地の保全に資するものである。

きのこ類、竹材、山菜、クロモジ、チマキザサなどの生産量の増加と商品化を進めるため、加工施設の充実を図るとともに、地域と連携した販売促進に取り組む。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を表3-1-1に定める。

表3-1-1 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	2～285, 295～889	58,733.16

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣とするニホンジカに対し、特に、人工植栽が予定されている森林を中心に、ア及びイに掲げる鳥獣害防止対策を推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害防止対策等と連携・調整することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングを行う。

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、銃器による捕獲（巻き狩り猟、誘引射撃等によるものをいう。）等の効率化を図るため、情報通信技術（ICT）等を活用した設備や道具類の配備を強化・充実する。

2 その他必要な事項

必要に応じ、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等をもって、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林所有者等は、森林病虫害等による被害の早期発見に努め、被害を発見した際は、京都府京都林務事務所又は本市へ相談することとする。森林病虫害等の被害を発見した際には、その病虫害の特徴に応じて適切な処理を行い、特に、マツノマダラカミキリ（マツ枯れ）及びカシノナガキクイムシ（ナラ枯れ）等においては、成虫が飛翔しなくなる頃から翌年に幼虫が羽化・脱出するまでに、被害木を伐倒し焼却、炭化、破砕又は薬剤によるくん蒸等により適切に処理し、被害が周辺の林分へ拡大しないようにすることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等においては、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

被害が発生した林分の周辺では、健全な樹木が被害を受けないよう、ビニールや防虫網による樹木の被覆、補虫器等による病虫害の捕獲、樹幹注入剤等を有効に組み合わせて予防に当たることとする。

森林病虫害等による被害対策については、保安林や景観上優れている森林及びマツタケ生産林や薪炭林等の公益的及び経済的に重要な森林においては重点的に行い、その他の森林においては被害の状況に応じ、ガイドラインに留意しながら計画的な樹種転換を図ることとする。

(2) その他

森林病虫害被害についての情報発信等を積極的に実施し、地域住民の適切な理解を得るよう努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣対策については、捕獲や防護柵の活用のほか、将来的に良好な関係が図られるよう、住み分けのための生息環境整備等についても検討する。

また、植栽木へのシカ、クマ等の被害については、植栽に合わせて防護ネット柵やクマ剥ぎ防止テープ巻き等を実施する。

なお、植栽方法によっては、防護柵を小規模に点在させるパッチディフェンス方式も選択できることとする。

3 林野火災の予防の方法

森林利用の多様化に伴い、森林火災の増加の恐れがあるため、消防機関との連携のうえ、標識の設置等、予防のための啓発活動を強化するとともに、不慮の災害に備えて森林保険の加入を促進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合には、京都市森林法施行細則等関連法令を遵守し、安全性の確保に努める。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、表3-2-1に示す。

表3-2-1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

林分の区域（林班）	更新を促進すべき理由	備考
102、154、402、403、406 407、408、409、410、417 418、419	松くい虫の被害を受けている	森林病虫害等防除法による樹種転換計画区域

(2) その他

森林所有者による巡視をはじめとした自主的な防除活動等を推進し、森林被害を未然に防止する体制づくりを促進する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行う。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく（路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる）区域について、別紙3のとおり定める。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市内産木材や特用林産物等の需要拡大に努めるとともに、森林及び林業に係る伝統的技術等の観光資源化や、文化財の修繕等で必要になる檜皮等の資材の供給、機能性成分に着目した利用等についても検討し、森林資源を活用した地域活性化を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

京北地域の市有林のうち、合併記念の森については、市民参画による森づくりを積極的に推進する森林環境教育の場として活用を図る。

また、山村都市交流の森及び京北森のひろば（旧京北森林公園）では、民間事業者による積極的な活用により森林、林業の普及啓発・レクリエーション等の充実を

はじめ、地域の活性化に資する施設となるよう利用を推進する。

なお、森林総合利用関係施設の現状について、表5-1-1に示す。

表5-1-1 森林の総合利用施設の現状

施設の種類	現状		対図番号
	位置	規模	
山村都市 交流の森	左京区花脊	1,077ha (内センターエリア1.5ha) 木工施設 1棟 案内所 1棟 休憩施設 1棟 多目的ホール 1棟 路網 57km	◇
宇津峡公園	右京区京北 下宇津町	2.3ha 管理棟 1棟 コテージ 5棟 人工溪流 160m オートキャンプ場 21区画	◇
京北森のひろば (旧京北森林公園)	右京区京北 塔町	遊歩道 433m 林間広場 2,000m ²	◇
合併記念の森	右京区京北 熊田町ほか	268ha 管理用施設 1棟 学習用施設 1棟 作業用施設 2棟	◇

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

林業後継者不足が顕著で管理が不十分な地域では、森林・林業の重要性の啓発、教育の場としての活用を図り、森林ボランティア組織、寺社、企業、大学等と連携のうえ、下刈、間伐、枝打ち等、森づくりへの直接参加の取組を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) 市民及び企業等の直接参加による取組に関する事項

森林整備に関して、市民及び企業等が直接参加できる新たな組織作りを積極的に進める。

ア 合併記念の森

京北地域の森林のうち、地理的、地形的条件に恵まれ、地域住民にとって象徴的な里山約268ヘクタールを「合併記念の森」と位置付け、企業、大学、市民参画による生態系保全型の森づくりや寺社の文化財修復や文化行事に必要な桧皮、アカマツ等の供給を中心とした林業振興、さらには豊かな自然環境を

生かした森林環境教育の場としても活用を図る。

イ 伝統文化の森

市街地周辺の東山に位置する国有林、「東山風景林（約 190 ヘクタール）」を中心として多様な森林とふれあいの場を幅広く市民に提供し、法人等の民間活力を活かしつつ、美しい価値ある森林景観等を目指した森づくりを進めるとともに、森林の文化的価値を発信する。

(4) その他

本市の都市景観の源泉と言える三山の保全・再生と景観形成をはじめとする文化機能等の公益的機能の強化を基本とし、森林所有者や NPO 法人による自主的な森林施業により、健全な里山の維持増進を図る。

また、本市において取り組まれる京都モデルフォレスト運動についても、必要に応じて連携等を図る。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に京都市森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当な森林を表 5-1-2 に示す。

表 5-1-2 計画期間内における京都市森林経営管理事業計画

行政区	区域	作業種	面積 (ha)	設定年度／存続期間
右京区	京北山国地区	間伐	1.75	令和 4 年度／5 年
北区	北山地区	間伐等	3.46	令和 4 年度／5 年

7 木材の需要拡大について

森林資源の循環利用を促進するため、建築、日用品、エネルギー、マテリアルなど幅広い分野で、木材の多段階（カスケード）利用を推進する。例えば、利用者のニーズに合った木製品の開発、セルロースナノファイバーなどの木質新素材の開発、公共建築物等での積極利用、民間建築物等での利用を促進する普及啓発活動の実施や木材を利用しやすい環境づくりなど、林業地と大消費地が近接している本市の特徴を活かして、川上から川下までの関係業界、大学や行政が一体となって木材需要の拡大を図る。

また、丸太仕立てスギ材については、地域内の共販組織である協同組合を中心に計画的な出荷が行われているが、需要が低迷する中、協同組合を含めた流通体

制の充実・改革を進めるとともに、利用事業者と生産者や行政が連携した新たな用途開発とブランド化による需要拡大に努める。

8 その他必要な事項

(1) 林業技術の普及啓発について

大学及び国・府等の試験研究機関による林業の低コスト化や病害虫対策等の新たな技術開発の成果を積極的に活用するため、林業関係団体と連携を深めつつ、普及啓発体制の整備を図る。

また、丸太仕立てスギ材生産の技術や伝統の継承を進める。

(2) 施業の制限を受けている森林について

伐採及び伐採後の造林届出書の提出に加え、保安林及び自然公園法指定区域内の施業等、その他法令により施業の制限を受けている森林については、法令手続きを確実に行うとともに、当該制限に従って施業を実施する。

(3) 市街地周辺の森林施業について

市街地周辺の森林は、京都の景観を特徴付ける重要な要素であることから、ガイドラインに留意し、四季折々にきめ細やかな風景を織りなす山々と、山麓部を中心に点在する社寺や史跡等の歴史的資産が一体をなしている山並みの景観保全・再生を図る。

ガイドラインの対象となる森林を表5-1-2に示す。

表5-1-2 京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインの対象森林

林班
2～11、26～29、31～34、36～60、62～68、70～75、93～95、97～108、110～120、122、131～133、136～141、143、202～204、206～216、218、221～223、225、227～229、259～275、277～281、283～289、291、295～301、306～314、337～348、356～379、381～401、411～412、417～428、624

(4) 市有林の整備について

久多市有林（左京区）は222ヘクタールのうち121ヘクタール（人工林率54%）、合併記念の森を除く京北市有林（右京区）は24ヘクタールのうち12ヘクタール（人工林率50%）が人工林となっており、長伐期施業による大径材生産を目指して、計画的に除伐・枝打ち・間伐等の保育施業と、林道・作業道等の整備を推進する。また、学術研究及び林業技術の研究・研修の場並びに市民に対する

森林環境学習の場としても活用を図る。

また、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づく買入地等については、ガイドラインに沿った樹種転換、森林再生等の整備や林床整理等の維持管理を進める。

その他の森林についても、公益的機能の発揮に留意し、適切な維持管理を図るものとする。

(5) 国有林との連携について

今後も国有林の施業計画と調和を図りながら、国有林と一体的な施業用地の設定や林業専用道の開設を行う等の連携を図る。

また、国有林の分収造林制度による契約地については、対象区域と一体的に整備を行うよう連携を図る。

[別紙 1]

1 公益的機能別施業森林等の区域

区 分		森 林 の 区 域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		2~889	59,205
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2、3、5~8、19、38、45、47、48、61~6567、74、75、211、213、214、259、260、265~274、276~279、283、285~289、293 294、296~299、361~366、379	3,801
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2~8、18~22、36~38、45~48、61~69 74、75、211、213、214、259、260、265~274、276~279、283~301、303、361~366 379	4,918
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4、5、7、36~38、45~48、62~64、211 213、259、260、265、266、268、269~274 276~279、287~292、296~299、301、361	3,059

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林	3～64、70、76～258、261～290、292、294～455、457～580、585～602、605～610 614～616、619～889	58,154
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	51 に、86 ろ、256 ろ、256 へ、256 と、256 ち、256 り、258 い、258 ろ、258 は、308 は、320 に、326 と、326 り、329 ち、329 り、333 は、344 ほ、344 と、347 い、347 に、347 り、347 ん、348 ほ、350 い、350 に、351 は、351 ん、352 い、353 い、397 い、412 い、418 ろ、418 は、419 は、420 い、420 ろ、420 へ、421 ほ、421 へ、421 と、422 ろ、422 は、427 へ、428 い、432 い、432 ろ、432 は、432 に、432 ほ、434 い、434 は、506 へ、508 い、508 ろ、508 は、508 に、508 ほ、508 へ、511 い、511 ろ、511 は、511 に、511 ほ、512 い、512 は、512 に、513 い、513 ろ、513 ほ、513 へ、514 ろ、514 は、514 ほ、515 に、515 ほ、537 い	765

2 森林施業の方法

区 分	施業の方法	森 林 の 区 域	面積 (ha)
<p>水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>ただし、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」と重複する森林を除く</p>	<p>伐期の延長を推進すべき森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準伐期齢+10 ・ 皆伐 20ha 以下 	<p>2~889</p> <p>ただし、以下に掲げる長伐期施業を推進すべき森林を除く。</p>	<p>53,094</p>
	<p>長伐期施業を推進すべき森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準伐期齢×2 ・ 皆伐20ha以下 	<p>9ろ、12ち、110ろ001、-は001、112ち001、-ぬ002、113ろ001、114い003、115い003、-ろ002、-へ002、-と002、116ろ001、118ほ003、-へ003、-と003、123い001、-は002、127へ004、-り001、128い003、134ろ001、-へ001、135い003、-ほ003、136ろ003、-は001、141は001、-ほ002、-へ003、143は003、-に001、144と005、-ぬ004、-005、-007、145ち013、146い003、-006、-ろ001、-010、-に001、-004、-011、-016、147に011、148に005、-ほ009、-へ008、-010、-011、149は006、150は008、-010、-へ005、-006、152い001、-に003、-004、-007、-008、-011~014、-016、155い001、-は002、-003、163は019、167ろ014、169は003、-に002、-ほ003、-004、-へ001、170ろ001、171は002~004、-ほ007、-と002、172と004、173い001、-は009、175ち001、176ろ003、-ほ001、178と001、179と001、-003~007、182と001、-002、185い004、-005、-010、-011、-018、-は003、-に001、186ろ004、189い002、195ろ001、196へ002、198い001、-002、-ろ001~003、-005、199は001、217い005、-009、224い006、-は002、-へ006、228ろ002、230ろ001、-005、-012、-へ004、-011、233は001、235ろ001、-003、-004、-006、-に001~003、236ろ005、237ろ005、238へ001、-002、239は001、-002、-に001、-003、-004、240い001、-002、-005、-は001、245い001、246ち001、248ち001、-ぬ005、249は020、-021、-024、-026、-030、-ほ006、250に001~003、251ろ002、-へ001、-002、252へ002、253い001、-ろ001、-ほ001、-002、-へ001、254い002、264と003、-ち~を、318に001、387へ、392、403は001、414は001、422ほ001、423を007、424は003、-に002、427ろ001、450は、451ろ001、487、488い、-ち、489、490、613~617、620は001、626ろ006、-014、627に017、-018、-ほ001、634は001、-ほ006、637は004、-006、-007、-011、-013、639へ002、-と001、-006、-ち005、-012、641ほ001~003、-へ004、645ろ011、649へ001、652に002、-003、653ろ010、-011、-に001、-004、-015~</p>	<p>1,193</p>

区 分	施業の方法	森 林 の 区 域	面積 (ha)	
		019、673ほ004～008、-010～014、-へ007～012、674い006、-008、-ろ003～006、681い007、704い001～003、-ろ004、710は、714ほ001、741ろ001、-008、742い002、-ろ001、-は001、-004、-006、-に004、-005、-ほ001、743い001、-003～005、-013、-ろ001、-014、-は003、-に004-01、-006-02～06、744ろ004、754ろ001、759は002、-003、760ほ003、-004、762ろ001、-は001、-ほ001、764ろ001、767に002、768と001、-ち002、769ほ002、771い002、-ろ006、773に001、777い001、-003、778に003、779い002、-ろ002、-003、783は002、789へ001、790ろ001、-は001、-に001、792い001、-ろ002、797ろ005、-006、-へ006、798ろ001～003、-008、799い002、-は004、-に001、-へ003、800い001、-006、-と005、-006、802ろ021、-は012～014、-016、813は013、814に016、831ほ002、835ほ005、839い001～003、841ろ001、-に001～003、-ほ002～004、844は001、-006、-009、855い001、-に001、-003～005、-ほ002、-003、へ002、-003、と002、-003、856い001～005、-ろ002、-004、859は002、873い002～005		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 ・ 標準伐期齢×2 ・ 皆伐20ha以下	2～8、18～22、36～38、45～48、61～69、74、75、211、213、214、259、260、265～274、276～279、283～301、303、361～366、379	4,918	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） ・ 伐採率70%以下 ・ 維持材積5割以上	該当なし	0
	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林 ・ 択伐率30%以下 ・ 維持材積7割以上	該当なし	0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	0	

[別紙2] 開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設 拡張別	種類	位置		路線名	延長 (m)	利用区域			対 図 番 号	備考	開設 拡張 の 順
		区	大字			面積 (ha)	材積 (m3)				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	北区	雲ヶ畑, 杉坂, 西賀茂	横成線	1,000	196.54	32,224	6,439	雲-8		前期
		北区	大森	大森長谷線	700	138.90	18,278	9,596	北山-15		
		北区	真弓	緑坂線	1,800	66.74	10,961	3,123	開設-10		
		左京区	広河原	長戸谷線	500	107.99	13,090	7,686	京森-53		
		左京区	久多, 広河原	久多広河原線	1,800	1,744.21	180,091	132,069	開設-11		
		左京区	花脊	花脊西線	1,800	170.83	30,057	5,613	開設-12		
		右京区	嵯峨清滝	愛宕線	500	146.49	25,685	3,115	開設-3		
		右京区	梅ヶ畑, 嵯峨水尾	松尾白峰線	500	148.63	19,532	5,151	京森-115		
		右京区	京北芹生	伊佐波線	700	79.40	9,900	8,022	京北-71		
		右京区	京北上弓削 (上川)	東向谷線	500	54.62	6,674	4,142	—		
		右京区	京北下, 京北辻 京北中江	稲荷谷線	900	144.10	29,142	8,282	京北-31		
		右京区	京北下黒田	蔭谷線	900	94.59	20,877	3,127	京北-60		
		右京区	京北小塩	岩ヶ谷線	700	73.88	15,260	3,621	—		
		右京区	京北小塩	岩ツボ線	500	55.87	9,048	4,934	—		
		右京区	京北辻, 京北中江	龍ヶ坂線	500	30.00	6,964	1,567	—		
		右京区	京北浅江	丸山線	500	29.80	7,579	474	—		
右京区	京北上弓削	八丁線	325	547.00	58,992	64,028	—				
【開設 前期 計】					14,125	3,829.59	494,354	270,989		17 路線	
開設	自動車道	北区	雲ヶ畑, 杉坂, 西賀茂	横成線	1,500	195.31	32,433	5,844	雲-8		後期
		左京区	久多	見越線	1,600	76.15	6,277	5,423	開設-1		
		左京区	広河原	広河原西峰線	5,000	228.61	32,740	12,469	開設-2		
		右京区	嵯峨清滝	愛宕線	2,200	146.49	25,685	3,115	開設-3		
		右京区	京北上弓削 (十一)	知谷支線	400	17.62	3,601	500	開設-4		
		右京区	京北細野	宮ノ辻山田線	1,500	54.76	8,966	2,307	開設-5		
		右京区	京北宮	北山線	1,200	47.27	6,827	2,096	開設-6		
		右京区	京北井戸, 京北辻 京北中江	奥馬場谷線	700	53.11	12,636	2,516	—		
		右京区	京北下弓削	弓削矢谷奥線	1,400	30.82	6,280	634	—		
		右京区	京北漆谷, 京北矢代中	馬場谷線	1,000	59.64	15,921	251	—		
		右京区	京北下黒田	下黒田矢代線	1,000	61.37	18,485	587	京北-82		
右京区	京北下中	下中大谷線	600	35.08	8,215	1,041	—				
【開設 後期 計】					18,100	1,006.23	178,066	36,783		12 路線	
【開設 計】					32,225	4,835.82	672,420	307,772		29 路線	

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長 (m)	利用区域			対 図 番 号	備考	開設 拡張 の 順
		区	大字			面積 (ha)	材積 (m3)				
							針葉樹	広葉樹			
改良	自動車道	北区	大宮	釈迦谷線	5	60.88	15,133	654	京森-101	橋梁改良	前期
		左京区	静市	西又線	500	261.67	59,094	12,270	京森-70	局部改良	
		左京区	静市	東又線	200	252.17	55,177	12,133	京森-71	局部改良	
		左京区	久多	オグロ谷線	300	278.19	18,947	33,234	京森-11	法面保全	
		左京区	広河原	フカンド谷線	300	168.46	23,489	8,832	京森-56	法面保全	
		左京区	一乗寺	坂端線	100	234.53	20,426	20,760	京森-141	法面保全	
		左京区	鞍馬	百井谷線	15	288.09	38,958	20,335	京森-61	橋梁改良	
		左京区	静市	畑山線	500	59.02	16,052	1,214	京森-72	局部改良	
		左京区	静市	水谷線 (静原)	20	94.88	20,020	4,118	京森-74	橋梁改良	
		左京区	大原	皆子谷線	95	287.26	16,481	36,577	京森-35	橋梁改良 局部改良	
		左京区	大原、久多、花脊	久多尾越線	12,858	813.94	65,528	66,929	京市-3	法面保全 局部改良	
		左京区	花脊、広河原	深見大布施線	11,006	486.00	61,977	34,447	広域-1	局部改良 法面保全 交通安全施設	
		左京区	花脊	灰ヶ谷線	800	74	10,345	1,284	京森-171	局部改良	
		左京区	花脊	寺谷線	53	599	55,512	39,562	京森-168	橋梁改良	
		右京区	梅ヶ畑、嵯峨清滝	谷山線	10	673.75	112,211	26,426	京森-112	橋梁改良	
		右京区	京北細野	極楽谷線	10	59.55	9,197	2,662	京北-8	橋梁改良	
		右京区	京北井戸、京北大野 京北辻、京北塔 京北鳥居、京北中江 京北比賀江	折谷線	200	147.00	23,610	11,592	京北-34	局部改良	
		右京区	京北上中、京北下中	千谷線	6	41.39	4,869	3,069	京北-56	橋梁改良	
		右京区	京北灰屋	一ノ谷線	500	115.24	40,066	3,222	京北-73	局部改良	
		右京区	京北上弓削	八丁線	29	547.00	58,992	64,028	—	橋梁改良	
右京区	京北鳥居	鳥居中山線	120	16	2,355	65	—	局部改良			
【改良 前期 計】					27,627	5,558.02	728,439	403,413	21 路線		
改良	自動車道	北区	小野、中川	水谷線	500	283.19	51,545	7,108	北山-3	局部改良	後期
		左京区	花脊	知世路線	50	345.42	63,409	15,537	京森-166	局部改良	
		左京区	広河原	早稲谷線	300	312.36	41,890	20,940	京森-50	法面保全	
		左京区	上高野、鞍馬	直谷線	250	348.39	43,470	32,403	京森-66	法面保全	
		左京区	久多	古君道線	383	57.77	3,199	6,937	京市-2	法面保全	
		左京区	花脊	尾佐谷線	17	64.32	7,524	5,196	京森-163	橋梁改良	
		左京区	大原	大黒谷線	1,000	442.16	42,467	46,192	京市-1	法面保全	
		左京区	花脊	南谷線	41	331.66	47,299	25,109	京森-161	橋梁改良	
		左京区	静市	狩場線	6	93.25	21,107	2,232	京森-73	橋梁改良	
		右京区	梅ヶ畑	梅谷線	500	112.87	10,735	6,113	京森-110	局部改良	
		右京区	梅ヶ畑	雲心寺線	500	444.84	73,114	24,844	京森-113	局部改良	
		右京区	京北大野、京北中江 京北比賀江	小野内谷線	700	87.85	28,449	2,030	京北-32	局部改良	
		右京区	京北上黒田、京北芹生	武地線	1,000	249.77	40,256	18,968	京北-72	法面保護	
		右京区	京北上弓削、京北田貫 京北下中、京北大野 京北小塩、京北井戸 京北上黒田、京北下黒田 京北下弓削、京北辻	深見大布施線	15,486	2627.00	312,165	237,779	広域-1	局部改良 法面保全 交通安全施設	
		右京区	京北上弓削 (十一) 京北上弓削、京北室谷	原深見線	5,424	272.00	31,025	22,455	広域-2	局部改良 法面保全 交通安全施設	
		右京区	京北下宇津	池ヶ谷線	1,720	75.03	18,499	3,297	京市-78	局部改良 法面保全	
		右京区	京北周山、京北細野	余野周山線	50	200.27	37,112	8,032	—	局部改良	
右京区	京北灰屋	一ノ谷線	50	113.79	40,066	3,222	—	局部改良			
【改良 後期 計】					27,977	6,461.94	913,331	488,394	18 路線		
【改良 計】					55,604	12,019.96	1,641,770	891,807	39 路線		

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長 (m)	利用区域			対 図 番 号	備考	開設 拡張 の 順
		区	大字			面積 (ha)	材積 (m3)				
							針葉樹	広葉樹			
改良	軽車道	北区	鷹峯	滑地線	1,589	107.42	20,949	2,095	京森-100	橋梁改良 山火事防止	前期
		北区	大宮、中川	東谷線	1,000	44.96	6,324	474	北山-2	局部改良	
		左京区	大原	伊王谷線	50	213.15	34,475	11,191	京森-36	橋梁改良	
【改良（軽車道） 前期 計】					2,639	365.53	61,748	13,760	3路線		
改良	軽車道	北区	鷹峯	滑地線	26	107.42	20,949	2,095	京森-100	橋梁改良 局部改良	後期
		左京区	花脊	オコ谷線	50	105.25	19,460	4,776	京森-170	局部改良	
		左京区	岩倉	岩倉長谷線	9	130.42	18,552	7,392	京森-80	橋梁改良	
		左京区	大原	亀甲谷線	870	124.62	25,353	3,657	京森-30	幅員拡張	
		左京区	大原	伊王谷線	400	213.15	34,475	11,191	京森-36	局部改良 幅員拡張	
		左京区	大原	長谷線	1,050	75.17	10,271	4,771	京森-31	幅員拡張	
		右京区	梅ヶ畑、鳴滝	福ヶ谷線	137	185.97	33,405	2,092	京森-111	橋梁改良 山火事防止	
		伏見区	醍醐	北端山線	11	85.23	15,148	3,086	京森-152	橋梁改良	
【改良（軽車道） 後期 計】					2,553	1,027.23	177,613	39,060	8路線		
【改良（軽車道） 計】					5,192	1,392.76	239,361	52,820	11路線		
舗装	自動車道	北区	小野	岩谷線	1,300	113.30	12,460	7,688	北山-4		前期
		北区	大宮	釈迦谷線	900	60.88	15,133	654	京森-101		
		左京区	静市	西又線	2,200	261.67	59,094	12,270	京森-70		
		左京区	静市	東又線	2,000	252.17	55,177	12,133	京森-71		
		左京区	花脊	南谷線	1,000	331.66	47,299	25,109	京森-161		
		左京区	花脊	知世路線	2,500	345.42	63,409	15,537	京森-166		
		左京区	広河原	折谷線	1,480	233.16	31,369	15,505	京森-51		
		左京区	広河原	フカンド谷線	2,243	190.54	25,948	10,542	京森-56		
		左京区	鞍馬	二ノ瀬長谷線	2,100	163.60	26,485	10,317	京森-64		
		左京区	鞍馬	栗夜叉線	1,000	237.19	41,665	12,166	京森-65		
		左京区	静市	畑山線	500	59.02	16,052	1,214	京森-72		
		左京区	静市	狩場線	650	93.25	22,608	2,450	京森-73		
		左京区	静市	水谷線（静原）	1,000	94.88	20,020	4,118	京森-74		
		左京区	静市	向山線	1,000	87.57	13,632	3,635	京森-75		
		左京区	大原	大原杉谷線	460	46.00	5,992	2,854	京森-32		
		左京区	大原	三ツ又線	790	81.04	13,808	2,988	京森-33		
		左京区	花脊	高瀬谷線	800	118.49	14,360	8,995	京森-162		
		左京区	花脊	尾佐谷線	850	64.32	7,524	5,196	京森-163		
		左京区	広河原	長戸谷線	480	108.01	10,141	8,455	京森-53		
		左京区	広河原	光砥谷線	1,370	148.11	13,847	13,133	京森-54		
		左京区	花脊	蔵谷線	900	55.95	7,907	3,147	京森-165		
		左京区	広河原	河原谷線	500	99.10	15,637	7,007	京森-55		
		左京区	花脊	糠岳線	500	66.22	5,625	7,380	京森-172		
		左京区	大原、久多、花脊	久多尾越線	500	814	65,528	66,929	京森-3		
		左京区	花脊、広河原	深見大布施線	6,672	486.60	61,977	34,447	広域-1		
		西京区	嵐山、松尾、松室、山田	西芳寺谷線	3,500	409.20	79,312	8,421	京森-133		
右京区	京北芹生	芹生谷線	500	52.64	6,664	4,335	京北-66				
右京区	京北灰屋	一ノ谷線	500	104.44	31,380	2,612	京北-73				
【舗装 前期 計】					38,195	5,178.43	790,053	309,237	28路線		

開設 拡張別	種類	位置		路線名	延長 (m)	利用区域		対 図 番 号	備考	開設 拡張の 順	
		区	大字			面積 (ha)	材積 (m3)				
							針葉樹				広葉樹
舗装	自動車道	北区	鷹峯、中川	奥長谷峰山線	200	143.94	22,937	3,646	北山-9	後期	
		北区	杉坂	杉坂大谷線	220	169.30	29,036	1,723	北山-7		
		北区	大森	大森大谷線	600	238.91	28,230	13,655	北山-6		
		北区	大森	牛ヶ滝線	560	123.18	12,071	8,431	北山-14		
		北区	上賀茂	椿谷線	1,065	81.62	24,154	1,683	京森-103		
		左京区	花脊	杉谷線	500	34.08	11,405	1,284	京森-174		
		左京区	花脊	寺谷線	2,500	603.86	85,299	34,620	京森-168		
		左京区	広河原	早稲谷線	1,500	312.36	41,890	20,940	京森-50		
		左京区	花脊	ナメラ谷線	930	244.75	25,289	20,005	京森-169		
		左京区	久多	久多南谷線	900	166.61	21,530	10,221	京森-10		
		左京区	久多	古君道線	6,000	348.88	41,855	25,694	京市-2		
		左京区	岩倉	繁見線	1,000	66.43	12,381	1,352	京森-85		
		右京区	鳴滝	池ノ谷線	255	76.48	10,958	3,630	北山-13		
		右京区	梅ヶ畑、嵯峨清滝	谷山線	400	673.75	112,211	26,426	京森-112		
		右京区	嵯峨清滝	梨ノ木線	1,710	192.41	40,845	5,498	京森-121		
		右京区	梅ヶ畑	雲心寺線	2,000	444.84	73,114	24,844	京森-113		
		左京区	花脊	別所峰道線	400	111.00	18,539	6,240	京森-175		
		右京区	京北上黒田、京北宮	片波線	1,000	39.83	7,495	1,211	京北-62		
		右京区	京北宮	片波広域線	3,000	78.51	9,491	4,746	京北-81		
		右京区	京北下宇津	池ヶ谷線	1,720	75.03	18,499	3,297	京市-78		
右京区	京北細野	宇治宇治谷線	1,650	105.99	21,025	4,192	京市-5				
右京区	京北上弓削	原深見線	2,662	272.00	31,025	22,445	広域-2				
左京区		京北上弓削、京北田貫 京北下中、京北大野 京北小塩、京北井戸 京北上黒田、京北下黒田 京北下弓削、京北辻 京北中江、京北宮	深見大布施線	6,813	2,627.00	312,165	237,779	広域-1			
【舗装 後期 計】					37,585	7,230.76	980,450	483,562	23 路線		
【舗装 計】					75,780	12,409	1,770,503	792,799	51 路線		
舗装	軽車道	北区	雲ヶ畑	足谷線	500	41.69	5,452	3,072	雲-3	前期	
		左京区	花脊	オコ谷線	300	105.25	19,460	4,776	京森-170		
		左京区	大原	西の谷線	590	77.85	12,178	2,778	京森-34		
		左京区	広河原	根尻木線	1,580	349.02	26,739	26,815	京森-52		
【舗装（軽車道） 前期 計】					2,970	573.81	63,829	37,441	4 路線		
舗装	軽車道	北区	雲ヶ畑、杉坂	松尾谷線	1,000	133.32	15,167	11,361	雲-6	後期	
		左京区	大原	亀甲谷線	200	154.54	21,555	9,060	京森-30		
		右京区	梅ヶ畑、鳴滝	福ヶ谷線	1,100	185.97	33,405	2,092	京森-111		
【舗装（軽車道） 後期 計】					2,300	473.83	70,127	22,513	3 路線		
【舗装（軽車道） 計】					5,270	1,047.64	133,956	59,954	7 路線		

[別紙 3]

森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
大原野	2~25	1,682
高雄・鳴滝	26~35, 110~122, 126~130, 137~143	2,007
松尾	48~57	660
御陵・山田	58~75	563
櫛ヶ原・越畑	76~89	735
水尾	90~99	689
清滝西・清滝東・観空寺 谷	36~47, 100~109	1,139
中川	123, 131~136, 144~151, 198~202	1,172
小野	124~125, 152~161, 181~183	914
大森	162~180	1,294
杉坂・真弓	184~197, 231~232	1,000
鷹峯・氷室・上賀茂	203~223	1,644
雲ヶ畑	224, 230, 233~258	1,872
静岡市・十三石山	225~229, 361~362	508
岩倉	259~261, 359~360, 363~377, 379, 624	1,242
八瀬・北七	262~264, 380~392	1,228
鹿ヶ谷	265~275	971
桃山・深草	276~279, 286~294	908
醍醐	280~285, 295~305	1,539
鞍馬(二ノ瀬)	306~319, 321	831
鞍馬(貴船・本町)	320, 322~342	1,342
静岡原	343~358, 378	1,093
大原(草生・勝林院)	393~400, 421~428	1,215
大原(小出石)	401~420	1,308
百井	429~440, 452~454	1,031
尾越・大見	441~451, 455~459	1,077
花脊(大布施)	460~463, 501~503, 517~523	867
花脊(八柵)	464~466, 492~500	720
花脊(原地)	467~491	1,224

区域名	林班	区域面積 (ha)
花脊（別所）	504～516	774
広河原（杓子屋）	524～526, 535～548	1,529
広河原（尾花）	527～534	904
久多（下ノ）	549～562, 597～623	1,916
久多（上ノ）	563～596	1,388
上宇津（明石・柏原）	625～627, 637～643	878
下宇津（小細・川下）	628～636	784
周山（五本松）	644～646, 648, 670～676	554
下熊田	647, 649～653, 666～669	540
矢代（宇野・漆谷）	654～665	778
下弓削（下中）	677～679, 690～692, 735～737	564
田貫南（赤石・室谷）	680～689	921
知谷（米々谷）	693～702	827
鴨瀬（西丁子・男鹿谷）	703～711, 724～725	1,037
八丁	712～723	1,024
筒江（千谷）	726～734	678
鳥居（井戸）	738～751, 780～781	994
小塩（初川・馬場谷）	752～758, 769～779	1,024
西谷（口西谷）	759～768	746
祖父谷（妹路谷）	782～793	705
小野内（天童・稲荷谷）	794～809	1,086
黒田（上黒田・下黒田）	810～814, 835, 844～849	994
灰屋（武地・大広谷）	815～820, 828～834	1,202
芹生（川上）	821～827	599
片波	836～843	903
里山（栗尾）	850～854, 859～860, 874	553
細野（余野・河原・田尻谷）	855～856, 861～873	1,347
矢ノ原（芦見・滝谷・長野）	857～858, 875～889	1,477